

京都市告示第 303 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請がありました。その概要は、次の 1 のとおりです。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の 2 のとおり縦覧に供します。

平成 17 年 8 月 31 日

京都市長 梶本 頼兼

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

京都市伏見区淀本町 2 2 5 番地

ケイコン株式会社

代表取締役 荒川 均

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

京都市伏見区淀生津町 1 6 番地

ケイコン株式会社 京都工場

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類

水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 5 5 号に掲げる生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント

イ 能力

別表 1 のとおり

ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日
着工予定年月日 法第5条第1項の許可のあった日
完成予定年月日 着工の日から15日を経過した日
使用開始年月日 完成の日

エ 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間
別表1のとおり

オ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の
通常の数値及び最大の数値
処理施設で処理されるため省略

カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たり
の通常の数値及び最大の数値
別表2のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 汚水等の処理の方法
別表3のとおり

イ 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間
別表3のとおり

ウ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の
汚水等の汚染状態の通常の数値及び最大の数値
処理後、再利用により系外には排出しないため省略

エ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の
汚水等の1日当たりの通常の数値及び最大の数値
処理後、再利用により系外には排出しないため省略

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 期間

平成17年 8月31日から同年 9月21日まで

(2) 場所

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 朝日ビル4階

京都市環境局地球環境政策部環境指導課内

別表1

施設名	能力	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間
No.2 バッチャープラント	35~40 トン/日	午前9時から午後6時まで

別表2

区分	通常	最大
項目	量	量
施設名	(m^3 /日)	(m^3 /日)
No.2 バッチャープラント	1.8	2.0

別表3

処理施設名	NO.1 循環型排水処理施設
処理の方法	骨材分級装置 フィルタープレス方式脱水機 PH処理装置
使用時間間隔	9:00~18:00
1日当たりの使用時間	9時間
備考	処理後, 循環再利用

(環境局地球環境政策部環境指導課)